

令和4年度 財政運営計画(R5~R7)等の策定のポイント

財政運営計画

【策定目的】

令和3度よりスタートした第6次草津市総合計画の施策・事業の推進を図るため、未来への責任ある政策論議を行い、事業の「選択」と「集中」により、厳しい財政状況が見込まれる中であっても、地域経営を進める上で重要な今後3年間の具体的な施策を明らかにすることを目的とする。

【計画期間】

令和5年度から令和7年度（3年間）
ただし、対象期間は4年間（令和5年度から令和8年度まで）

【対象事業】

①継続事業

現計画（令和4年度から令和6年度）に計上されている事業

②新規事業

事業費総額（計画から竣工）が1億円以上のハード事業
新規事業は原則として令和7年度を起点とする。
（新たな財源確保が得られる事業は、令和5年度を起点可）

業務見直し工程表(スクラップロードマップ)

◆働き方改革の目指す姿と取組内容を示した「Kusatsu Smart Project II」において、『PLAN1「職員の意識改革と多様で柔軟な働き方の実現」』の具体的な取組の一つとして位置付けられていることから、財政運営計画・重点政策マネジメント事業の**新規・拡大事業を要求する場合は、必ず「業務見直し工程表（以下「スクラップロードマップ」という。）を提出**すること。

◆各部局の財政マネジメントにおける分権型予算制度を推進していることから、各部局のマネジメントにより策定した工程表により削減された経費については、枠配分から減額しないこととする。

今後のスケジュール(予定)

5月19日（木）	部長会通知
6月21日（火）	提出期限
6月下旬～7月中旬	ヒアリング・財政フレーム作成資料依頼
7月下旬～8月上旬	部長間調整
8月中旬～8月下旬	理事者協議
9月中旬	計画策定
10月中旬	議会報告・市民への公表

重点政策マネジメント事業

【策定目的】

財政運営計画の対象とはならないものの、同期間内において実施を予定しているソフト事業等の新規・拡大施策についても、予めその財政的な影響を把握するとともに、政策議論を通じて事業の優先順位を判断することを目的とする。

【計画期間】

令和5年度から令和8年度（4年間）

【対象事業】

①新規事業

全体事業費(R5~R8)が1千万円以上のソフト事業、1千万円以上1億円未満のハード事業（修繕事業は1億円以上であっても重点政策マネジメント事業対象）
※ただし、下記のリーディング・プロジェクトのいずれかに該当する事業のみを対象

- 第6次草津市総合計画第1期基本計画リーディング・プロジェクト
「未来を担う子ども育成プロジェクト」
「地域の支え合い推進プロジェクト」
「にぎわい・再生プロジェクト」
「暮らしの安全・安心向上プロジェクト」

②理事者より政策議論が必要とされた事業

「令和4年度における各部局の課題整理および組織目標」にかかる理事者ヒアリング等において、理事者より財政運営計画等で政策議論が必要とされた事業
※金額要件：全体事業費1千万円以上
※健幸都市づくり・地域共生社会・ゼロカーボンシティくさつに関する事業の要件、提出方法は健康福祉部・環境経済部からの通知を参照

③継続事業

平成30～令和3年度重点政策マネジメント事業および直近の総務部枠外協議経費等のうち、総務部にて重点政策マネジメント事業対象経費に区分した事業

【注意事項】

新規・拡大事業に関わらず、事業の実施は、各部における現員体制での対応を基本とし、業務量の増加に伴う執行体制への影響については、既存事業の廃止や効率化によって対応すること。昨年度に引き続き、要件に合致しない要求は理由の如何を問わず認めない（受付しない）。

対象事業		金額要件 【全体事業費(R4~R7)】	要件	スクラップ ロードマップ	
①	新規(拡大)事業	ソフト事業	1千万円以上	リーディング・プロジェクトに該当すること	必須
		ハード事業	1千万円以上 1億円未満		
②	理事者より政策議論が必要とされた事業	1千万円以上			
③	継続事業	なし	総務部にて重点政策マネジメント対象として区分した事業	任意	